

報告第7号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成29年5月30日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 件名及び契約名 | 平成28年第4回杉並区議会定例会において議案第103号により議決を得た「仮称杉並区立高円寺地域小中一貫教育校及び併設1施設建設建築工事」         |
| 2 金額の変更   | 議決を得た契約金額 金5,886,000,000円<br>変更後の契約金額 金5,880,448,800円<br>契約金額の減額 金5,551,200円 |
| 3 変更理由    | 工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の必要が生じたほか、安全性向上のため杭の設計変更及び大アリーナ区画の変更を行ったため。       |
| 4 専決処分年月日 | 平成29年5月1日  |